

篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム）による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

.....
I n d e x

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

特例民法法人に係る移行動向調査結果（国・都道府県）「移行期間の満了後を見据えて」

>> 2013.3.4 公表分

公益認定等委員会だより（その22）>> 2013.2.1 発行分

公益認定等委員会だより（その23）>> 2013.3.4 発行分

公益認定等委員会だより（その24）>> 2013.4.5 発行分

N e w s ・ お知らせ

セミナー開催のお知らせ 「4月特別講座」>> 2013.4.17、19 開催

・(全国公益法人協会 西日本業務局 主催)

公益法人の交際費課税について >> 平成25年税制改正より

移行後の法人の業務運営と監督について >> 内閣府

「公益法人の継続事業の前提について」の改正について >> 2013.1.24 公表分

・(日本公認会計士協会)

今月のT o p i c

公益法人等の情報開示事項について・決算スケジュール（各機関の承認時期）について

=====

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

特例民法法人に係る移行動向調査結果（国・都道府県）「移行期間の満了後を見据えて」

公益認定等委員会だより（その22）

公益認定等委員会だより（その23）

公益認定等委員会だより （その24）

特例民法法人に係る移行動向調査結果（国・都道府県）「移行期間の満了後を見据えて」
今般、移行期間の満了（平成25年11月30日）まで残り1年になるに当たり、内閣府が申請等の進捗状況を把握するため、平成24年12月1日時点で各省庁と都道府県に未申請法人について調査を実施した結果、未申請法人の移行予定先等及び移行期間満了後の全体像が明らかになりました。今回は、その結果の概要をお知らせします。

移行期間内の移行申請数、及びその内訳について

新制度施行時（H20.12.1）に全国で24,317あった特例民法法人のうち、**20,800法人**が新たな公益法人、一般法人への移行を選択する見込みであることが判明。（＝**移行期間中の申請法人総数**）
また、20,800法人の内、**内閣府への申請は4,448法人（約21.4%）**、**都道府県への申請は16,352法人（約78.6%）**となっており、さらに内閣府への申請法人の内、2,244法人（約50.4%）が公益法人への移行を選択、都道府県については13,903法人（H25.2.28時点）の内、6,374法人（約45.8%）が公益法人への行を選択しています。

移行申請の進捗状況と今後の申請予定について

平成25年2月28日現在、**全国で86.6%の法人（20,800法人中18,003法人）**が申請済み

- ・内閣府の申請進捗率は、92.2%（4,448法人中4,100法人）
- ・都道府県の申請進捗率は、85.0%（16,352法人中13,903法人）

平成25年3月1日以降の申請予定数は、2,797法人（内閣府348法人、都道府県2,449法人）

移行期間満了後の全体像について

旧公益法人制度 新公益法人制度の要領で以下記載

法人数 ： 24,317 法人 20,800 法人

国所管 ： 6,625 法人 4,448 法人（内訳は（A））

都道府県所管 ： 17,818 法人 16,352 法人（内訳は（B） 但しH25.2月末時点で計算）

（A）公益法人 2,244 法人（約50.4%）

・ ・ 一般法人 2,204 法人（約49.6%）

（B）公益法人 6,374 法人（約45.8%）

一般法人 7,529 法人（約54.2%）

解散・合併等 3,517 法人（申請含め未定の法人を含む。）

申請予定法人の申請が遅れている理由について

- ・書類作成に予想以上に時間を要した
- ・合併をした（する）
- ・共済事業も行っており、特定保険業の認可申請も行う必要がある ・ ・ ・ 等。

「特例民法法人に係る移行動向調査結果」詳細は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E7A7BBE8A18CE58B95E59091E8AABFE69FBB.PDF>

公益認定等委員会だより（その22）

2月1日発行分の公益認定等委員会だより（その22）において、「特定収入に係る消費税制上の所要の措置」についての記載がありますので、該当する法人の担当者の方はご確認ください。（p.5）

（内容）

公益社団・財団法人が受ける寄附金のうち当該寄附金の募集要綱等（行政庁の確認を受けたものに限る。）において、その金額の用途が課税仕入れ等以外に限定されているものについては、消費税の特定収入から除外する。

（改正後の影響等）

公益法人として活動する上で消費税の負担軽減が図られるケースあり。

該当する可能性があるのは、課税売上があり、不課税仕入れに充てるために募集した寄附金などの「特定収入」がある公益法人等。

例：助成費に充てるために募集した寄附金等

（適用時期）

平成26年4月1日以後に募集される寄附金について適用

公益認定等委員会だより（その22）は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFBC88E3819DE381AE22EFBC89.PDF>

公益認定等委員会だより（その23）

事業計画書等の提出について、事業年度開始の日の前日が提出期限となっている等の記載があります。（p.6）

注）事業年度が4月から始まる公益法人の場合、平成25年度分は3月31日が休日のため、4月1日が提出期限となります。

また、公益法人となった最初の事業年度については行政庁への提出は不要です。

（移行登記後遅滞なく作成・備置）

定期提出書類の提出がない場合は、50万円以下の過料の処罰の対象となるほか、公益認定の取消事由（公益認定法違反）にも当たりますので、ご注意ください。

公益認定等委員会だより (その23) は下記をご覧ください。
<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFB C88E3819DE381AE23EFBC89.PDF>

公益認定等委員会だより (その24)

公益法人 information のトップページのリニューアル (p.5)

今回のリニューアルで、「一般の皆様へ」「申請を行う法人向け」「移行した法人向け」毎にページが別れ、必要なデータや資料が探し易くなっています。

「定期提出書類の手引き」の改訂について

平成 25 年 3 月 28 日に上記の手引きの改訂が行われています。

改訂ポイント

- ・公益法人編：別表H（公益目的取得財産残額関係）を中心に解説の追加
- ・移行法人編：内閣府令改正（指定正味財産からの振替関係）に対応した解説の追加

公益認定等委員会だより (その24) は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFB C88E3819DE381AE24EFBC89.PDF>

=====

News ・ お知らせ

セミナー開催のお知らせ 「4月特別講座」 >> 2013.4.17、19 開催

公益法人の交際費課税について >> 平成 25 年度税制改正の改正内容より

移行後の法人の業務運営と監督について >> 内閣府

「公益法人の継続事業の前提について」の改正について >> 2013.1.24 公表分

..... (日本公認会計士協会)

セミナー開催のお知らせ 「4月特別講座」 (全国公益法人協会 西日本事務局 主催)

日時 : 4月17日(水) 10:00~17:00 (個別相談含む) 一般法人コース

4月19日(金) 10:00~17:00 (個別相談含む) 公益法人コース

会場 : 福岡朝日ビル(地下1階 第13、14会議室(公益法人コース) 第16会議室(一般法人コース))

..... 福岡市博多区博多駅前2-1-1 (JR博多駅前) (092-431-1260)

講師 : 篠原・植田税理士法人 公益法人専門委員 廣門 誠彦

受講料 : 会員 16,000 円 (税込) 、 非会員 29,000 円 (税込)

申込方法 : 全国公益法人協会 西日本事務局 :092-473-7388、FAX : 092-473-7406

内 容

定期提出書類の作成実務 特別講座 (一般法人コース)

移行後における行政庁への提出書類と手続きの概要

1. 公益目的財産額確定の手続き
2. 公益目的支出計画実施報告書
3. 変更認可の手続き

公益目的支出計画実施報告書作成の留意点

1. 公益目的支出計画実施報告書作成の流れ
2. 公益目的支出計画実施報告書作成のポイント
3. 事例による演習と解説

定期提出書類の作成実務 特別講座 (公益法人コース)

移行後における行政庁への提出書類と手続きの概要

1. 事業計画書、収支予算書
2. 事業報告等に係る提出書類
3. 変更認定の手続き

事業報告等に係る提出書類

1. 提出書類の構成
2. 提出書類作成のポイント
3. 事例による演習と解説

詳細はこちら、セミナー情報より >>> <http://www.shinohara-cpa.com/cms/seminar/>

交際費課税について

平成 25 年度の税制改正では、25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に支出する交際費から 定額控除限度額を 800 万円 (現行 600 万円) に引き上げ、さらに定額控除限度額までの金額の損金不算入措置 (現行 10%) が廃止されます。(補足: 現行制度の内容)

資本金を有さない公益法人等は、みなし資本金を以下の 算式により算定し、定額控除限度額を算出します。

資本金のみなし額 = ((期末総資産の帳簿価額 - 期末総負債の帳簿価額 - 当期の正味財産増加額 (又は当期の欠損金)) × 60/100 × 収益事業に係る資産の価額 / 期末総資産価額 . . .)

の資本金みなし額が、

1 億円超 交際費支出額は全額損金不算入。

1 億円以下 交際費支出額の 10%が損金不算入。また、交際費支出額が 600 万円超の場合は、交際費支出額×10%に、交際費支出額-600 万円を加えた額が損金不算入額。

(適用時期)

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度

現在のところ期限延長の記載はないため、1 年限りの限度額引き上げや損金不算入枠の撤廃の可能性があり、今後の動向に注意が必要です。

移行後の法人の業務運営と監督について

内閣府より、上記記載の資料が公益法人 i n f o r m a t i o n にて公表されています。

公益法人編と一般法人編に分けて各々の業務運営における留意事項、罰則規定等が網羅されていますので、ご一読ください。

「移行後の法人の業務運営と監督について」は、下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E7A7BBE8A18CE5BE8CE381AEE6A5ADE58B99E9818BE596B6E381A8E79BA3E79DA3E381ABE381A4E38184E381A6.PDF>

「公益法人の継続事業の前提について」の改正について」の公表

1 月 24 日に日本公認会計士協会から「公益法人の継続事業の前提について」の改正について」が公表されています。内容は、継続事業の前提に関する注記について、公益法人等に特有の問題点を Q & A 形式で纏めたものとなっていますので、参考として一読されることをお勧めします。

以下、一部抜粋です。

Q：継続事業の前提に関する注記としてはどのような注記をすればいいのでしょうか。

A

1：継続事業の前提が適切であるかどうかを総合的に評価した結果、貸借対照表日において、単独で又は複合して継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続事業の前提に関する事項として、以下の事項を財務諸表に注記する。

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

財務諸表は継続事業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

>>> 「公益法人の継続事業の前提について」は、日本公認会計士協会のホームページで公表されています。

「公益法人の継続事業の前提について」の改正について」の公表について

=====

今月の T o p i c

公益社団・財団法人、一般社団・財団法人の情報開示事項等について
決算スケジュール（各機関の承認時期）について >> 事例研究

公益社団・財団法人、一般社団・財団法人の情報開示事項等について
公益社団・財団法人、一般社団・財団法人へ移行された法人におかれては、今後、法人の形態によって多少は異なりますが、情報開示が義務付けられています。

そこで、情報開示の対象となる計算書類等、備え置き期間、閲覧請求者を以下にまとめています。これらを把握される上での参考になさってください。

青文字 = 開示の対象書類等、 備置き場所、 備え置き期間、 閲覧請求者 の要領で以下記載

<公益社団・財団法人の情報開示> *（評議員会）は財団法人の場合

- ・ **定款**： 主たる場所及び従たる事務所、 常時、 制限なし
- ・ **社員名簿**： 主たる事務所、 常時、 制限なし 注：公益社団法人のみ
- ・ **社員総会の委任状・議決権行使書**： 主たる事務所、 社員総会の日から 3 ヶ月間、 社員
- ・ **社員総会（評議員会）議事録（決議の省略時の意思表示書面を含む）**： 主たる事務所、
社員総会（評議員会）の日から 10 年間、 社員（評議員）、債権者
- ・ **社員総会（評議員会）議事録の写し**： 従たる事務所、 社員総会（評議員会）の日から 5 年間、
社員（評議員）、債権者
- ・ **理事会議事録（決議の省略時の意思表示書面を含む）**： 主たる事務所、 理事会の日から
10 年間、 社員（評議員）、債権者
- ・ **会計帳簿**： なし、 帳簿閉鎖時から 10 年間、 一定の社員（評議員）
- ・ **事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類**： 主たる事務所
及び従たる事務所、 毎事業年度開始の日の前日から当該事業年度末日まで、 制限なし
注）理事会の承認、及び定款上に記載があれば総会（評議員会）の承認が必要。さらに、事業年度
開始の日の前日までに行政庁への提出義務あり。
- ・ **貸借対照表（内訳表（下記（1）参照）、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、
事業報告、これらの附属明細書、監査報告、会計監査報告**： 主たる事務所、 定時社員総会
（定時評議員会）の日の 2 週間前の日から 5 年間（従たる事務所においては 3 年間）、 制限なし

（1）：収益事業等の利益の 50% 超を公益目的事業に繰入れる場合、作成が必要。

注）上記の書類については、監事監査、理事会承認、社員総会（評議員会）承認（事業報告は総会

(評議員会)報告となる)が必要。さらに、事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁への提出義務あり。

- ・ **財産目録、キャッシュフロー計算書(会計監査人設置の場合)、役員等名簿、理事・監事の報酬等の支給基準、運営組織及び事業活動状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、一定の規程類**： 主たる事務所、 毎事業年度終了後3ヶ月以内の日から5年間(従たる事務所においては3年間) 制限なし

(決算公告)

公告の時期：定時社員総会(定時評議員会)の終結後遅滞なく

公告する書類：貸借対照表(大規模法人は正味財産増減計算書も必要)

公告期間：電子公告の場合、定時社員総会(定時評議員会)の日から5年間、公衆の見やすい場所に掲示する場合は、公告開始後の1年間

<一般社団・財団法人の情報開示> * (評議員会)は財団法人の場合

- ・ **定款**： 主たる場所及び従たる事務所、 常時、 社員(評議員) 債権者
- ・ **社員名簿**： 主たる事務所、 常時、 社員 注：公益社団法人のみ
- ・ **社員総会の委任状・議決権行使書**： 主たる事務所、 社員総会の日から3ヶ月間、 社員
- ・ **社員総会(評議員会)議事録(決議の省略時の意思表示書面を含む)**： 主たる事務所、 社員総会(評議員会)の日から10年間、 社員(評議員) 債権者
- ・ **社員総会(評議員会)議事録の写し**： 従たる事務所、 社員総会(評議員会)の日から5年間、 社員(評議員) 債権者
- ・ **理事会議事録(決議の省略時の意思表示書面を含む)**： 主たる事務所、 理事会の日から10年間、 社員(評議員) 債権者
- ・ **会計帳簿**： なし、 帳簿閉鎖時から10年間、 一定の社員(評議員)
- ・ **貸借対照表(内訳表(下記(1)参照)、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、事業報告、これらの附属明細書、監査報告、会計監査報告**： 主たる事務所、 定時社員総会(定時評議員会)の日の2週間前の日から5年間(従たる事務所においては3年間) 社員(評議員) 債権者

(1)：貸借対照表に実施事業資産を注記する方法に依った場合はこの方法で可。

注)上記の書類については、監事監査、理事会承認、社員総会(評議員会)承認(事業報告は総会(評議員会)報告となる)が必要。さらに、事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁への提出義務あり。

- ・ **公益目的支出計画実施報告書**： 主たる事務所、 定時社員総会(定時評議員会)の日の2週間前の日から5年間、 制限なし

注)事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁への提出義務あり。

(決算公告)

公告の時期：定時社員総会(定時評議員会)の終結後遅滞なく

公告する書類：貸借対照表(大規模法人は正味財産増減計算書も必要)

公告期間：電子公告の場合、定時社員総会(定時評議員会)の日から5年間、公衆の見やすい場所

に掲示する場合は、公告開始後の1年間

決算スケジュール（各機関の承認時期）について *3月決算法人の財団法人を想定しています
計算書類作成・確認

監事へ「計算書類（1）」提出、「事業報告（2）」提出

1：貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録（公益法人の場合）

2：会計監査人非設置法人においては、監事は会計監査及び業務監査を行うこととされている。
即ち、監事監査は、計算書類に加えて事業報告の監査報告を行う必要があり、事業報告監査は、
計算書類監査と分離規定されている。

附属明細書（計算書類・事業報告）提出

監事監査報告

招集通知発送

理事会の承認

計算書類等の備付け

招集通知発送

評議員会の承認

注1： 、 の期間について

監事は、 を受領した日から4週間を経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告の内容を理事に通知しなければならない。

留意1) 監査権限が会計監査に限定されている場合、事業報告書についての監査権限が無いことを明らかにした監査報告を作成する。

留意2) 監査期限は監事と理事の合意があっても4週間を下回る期間を予め定めることはできないが、4週間を下回る日までに監事が理事に監査報告をすれば、その時点で監査を受けたことになる。

注意2： 、 の期間について

監事は、 を受領した日から1週間を経過した日に監査報告の内容を理事に通知する

注3： 、 、 は同日に実施することは可能

注4： 、 の期間について 2週間以上必要

注5： 、 の期間について 1週間以上必要

、 の期間について 1週間以上必要

以上、移行後に留意すべき計算書類等の情報開示等を中心に特集しました。

.....
<スタッフより>

この4月1日の移行を目指して申請手続きをされていた法人の担当者の方におかれましては、移行登記手続きも終わり、一安心といったところでしょうか。この申請は準備期間を含め、その他規程等の整備まで考慮すると多くの時間を費やすため、今はほっと一息されていることと思います、お疲れさまでした。

また、既に移行された公益法人の担当者の方におかれては、事業計画書等の提出は無事済まされたでしょうか。

今回は移行後に焦点をあて、今後法人が開示すべき書類等、また備え置くべき期間などを纏めています。またこの季節、担当部署等の異動により、このメルマガの配信先メールアドレスを変更された方がいらっしゃいましたら、ご一報いただくと幸いです。(窪田)

.....
ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。 ・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。 ・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。>

発行 : 篠原公認会計士事務所グループ (篠原・植田税理士法人 (非営利セクターチーム))

編集 : 窪田

住所 : 〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原CPAビル

T E L : 092-751-1605 F A X : 092-741-2581
.....